

◎成田国際空港株式会社法

(平成一五年七月一八日法律第一二四号)

一、提案理由 (平成一五年五月一四日・衆議院国土交通委員会)

○扇國務大臣 ただいま議題となりました成田国際空港株式会社法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

新東京国際空港公団につきましては、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、民営化に向けて平成十四年中に政府において結論を得ることとされております。これを踏まえまして検討を進めてきた結果、昨年十二月に閣議決定されました、道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革についてにおいて、平成十六年度に全額国出資の特殊会社にすることとされました。このため、新たに設立する特殊会社の設置根拠法を制定する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、新東京国際空港公団を解散するとともに、その業務を引き継ぐ特殊会社として、成田国際空港株式会社を設立することとしております。

第二に、会社の目的は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することとし、そのために行う事業の範囲等を定めることといたしております。

第三に、会社に対する国の助成及び監督に関する事項を定めることとしております。

第四に、公団から会社への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

なお、公団から会社への移行の期日は、平成十六年四月一日と定めることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院国土交通委員長報告 (平成一五年五月二二日)

○河合正智君 ただいま議題となりました成田国際空港株式会社法案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立することとし、その目的、事業の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、成田国際空港株式会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと

等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とすること、

第二に、成田国際空港株式会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、航空機の騒音等により生ずる障害を防止する事業等を適切かつ確実に営まなければならないこと、

第三に、新東京国際空港公団は、会社の設立のときにおいて解散することとし、その一切の権利及び義務は成田国際空港株式会社が承継することなどであります。

本案は、去る五月九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、十四日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑に入り、二十日参考人からの意見聴取を行い、昨日質疑を終了しました。

質疑の中では、平行滑走路二千五百メートル化実現のための取り組み、完全民営化の時期、着陸料引き下げの可能性などについて議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一五年七月一日）

○藤井俊男君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、成田国際空港株式会社法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立することとし、その名称、目的、事業の範囲に関する事項を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、国際拠点空港である成田空港民営化後の将来展望、非航空系収入の増加策と航空利用者への利益還元、民営化後の空港周辺地域における環境対策、共生策の在り方、成田空港のアクセス機能の向上策、改正航空法の内容の周知徹底方策、省令で定める安全阻害行為等の内容と今後の見直しその他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫委員より成田国際空港株式会社法案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、成田国際空港株式会社法案は多数をもって、航空法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。